

2. 森林整備の動向

国土の保全、水源の^{かん}涵養、地球温暖化の防止、木材を始めとする林産物の供給等の森林の有する多面的機能が将来にわたって十分に発揮されるようにするためには、森林所有者や林業関係者に加え、国、地方公共団体、NPO（民間非営利組織）や企業等の幅広い関係者が連携して、森林資源の適切な利用を進めつつ、主伐後の再造林や間伐等の森林整備を適正に進める必要がある。

以下では、森林整備の推進状況、社会全体で支える^{もり}森林づくり活動について記述する。

(1) 森林整備の推進状況

(森林整備による健全な森林づくりの必要性)

森林の有する多面的機能の持続的発揮に向け、森林資源の適切な利用を進めつつ、主伐後の再造林や間伐等を着実に行う必要がある。また、自然条件等に応じて、複層林化^{*23}、長伐期化^{*24}、針広混交林化や広葉樹林化^{*25}を推進するなど、多様で健全な森林へ誘導することも必要となっている。

特に山地災害防止機能や土壌保全機能が発揮されるためには、樹木の樹冠や下層植生が発達するとともに、樹木の根系が深く広く発達した森林である必要がある（資料 I - 16）。このような機能を持つ森林は、人工林の場合、植栽、保育、間伐等の森林整備を適切に行うことによって形成され、維持される。間伐による森林の多面的機能向上については、これまで研究により明らかにされてきたが、近年の研究成果においても、間伐を適切に行った林分は、無間伐の場合と比べて立木の間隔が広がることにより、根の広がりが増進されることや、間伐によって林内の光環境が改善し、下層植生が発達することにより表面侵食による土壌流出を低減すること等が報告さ

れている^{*26}。

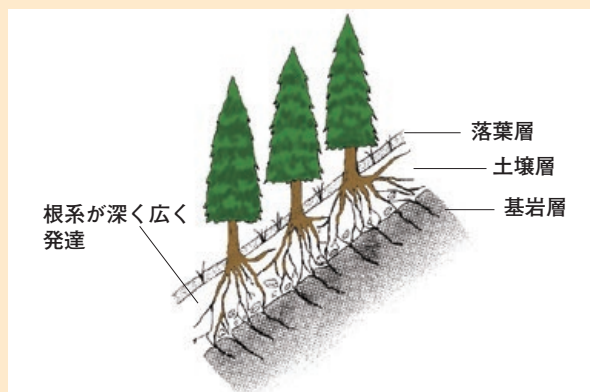
平成30（2018）年に改定された「国土強靱化^{じん}基本計画」（平成30（2018）年12月14日閣議決定）の推進方針では、森林の整備・保全等を通じた防災・減災対策を推進することとしている。また、林業生産活動を持続させ、森林を適切に保全管理することを通じて、国土保全機能を適切に発揮させるとともに、地域で生産される木材の積極的な利用及び土木・建築分野におけるCLT（直交集成板）^{*27}等の木材を利用するための工法の開発・普及等を進めることとしている。

(森林整備の実施状況)

このため、我が国では、「森林法」に基づく森林計画制度等により計画的かつ適切な森林整備を推進している^{*28}。

また、地球温暖化対策として、我が国は、令和2（2020）年度における温室効果ガス削減目標を平成17（2005）年度総排出量比3.8%減以上としており、森林吸収源対策により約3,800万CO₂トン（2.7%）以上の吸収量を確保することとしている。この森林吸収量の目標を達成するため、「森林の間

資料 I - 16 山地災害防止機能／土壌保全機能を有する森林のイメージ



資料：一般社団法人全国林業改良普及協会「森林のセミナー No2 くらしと森林」を一部改編。

- *23 針葉樹一斉人工林を帯状、群状等に択伐し、その跡地に人工更新等により複数の樹冠層を有する森林を造成すること。
- *24 従来の単層林施業が40～50年程度で主伐（皆伐）することを目的としていることが多いのに対し、これのおおむね2倍に相当する林齢まで森林を育成し主伐を行うこと。
- *25 針葉樹一斉人工林を帯状、群状等に択伐し、その跡地に広葉樹を天然更新等により生育させることにより、針葉樹と広葉樹が混在する針広混交林や広葉樹林にすること。
- *26 藤堂千景ほか（2015）間伐がスギの最大引き倒し抵抗モーメントにもたらす影響、宇都木玄ほか（2007）人工林施業に伴うトドマツ人工林内下層植生現存量の変化、恩田裕一（2008）人工林荒廃と水・土砂流出の実態、岩波書店：139-140。ほか
- *27 「Cross Laminated Timber」の略。詳しくは、第Ⅲ章第3節（9）210-212ページを参照。
- *28 森林計画制度については、第Ⅰ章第1節（2）56-60ページを参照。

伐等の実施の促進に関する特別措置法^{*29}（以下「間伐等特措法」という。）に基づき農林水産大臣が定める「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針」では、平成25（2013）年度から令和2（2020）年度までの8年間において、年平均52万haの間伐を実施することとしている^{*30}。

このような中、林野庁では、森林所有者等による主伐後の再造林や間伐等の森林施業や路網整備に対して、「森林整備事業」により支援を行っている。この中では、「森林経営計画^{*31}」の作成者等が施業の集約化や路網整備等を通じて低コスト化を図りつつ計画的に実施する施業に対し、支援を行っているほか、所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない急傾斜地等の条件不利地において、市町村等が森林所有者と協定を締結して実施する施業等に対し支援を行っている。

また、国有林野事業では、間伐の適切な実施や針広混交林化、モザイク状に配置された森林への誘導等、多様な森林整備を推進している^{*32}。

平成30（2018）年度の主な森林整備の実施状況は、近年の主伐面積が推計値で年約7～8万haとなっている^{*33}中、人工造林の面積が3.0万haであり、このうち複層林の造成を目的として樹下に苗木を植栽する樹下植栽は0.5万haであった。また、保育等の森林施業を行った面積は51万haであり、このうち間伐の面積は37万haであった（資料Ⅰ－17）。

（公的な関与による森林整備の状況）

ダムの上流域等の水源地域に所在する水源^{かん}涵養上重要な保安林のうち、水源^{かん}涵養機能等が低下している箇所においては、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターが実施する「水源^{かん}林造成事業」により水源^{かん}を涵養するための森林の造成が行われている。同事業は、土地所有者、造林者及び国立

研究開発法人森林研究・整備機構の3者が分収造林契約^{*34}を締結して、土地所有者が土地の提供を、造林者が植栽、植栽木の保育及び造林地の管理を、同機構が植栽や保育に要する費用の負担と技術の指導を行うものである。同事業により、平成30（2018）年度末までに全国では約48万haの水源林が造成・管理されている^{*35}。

また、森林所有者による整備が進みにくい地域においては、都道府県によって設立された法人である林業公社が、分収方式による造林を推進してきた。林業公社はこれまで、全国で約40万haの森林を造成し、森林の有する多面的機能の発揮や、雇用の創出等に重要な役割を果たしてきた。平成31（2019）年3月末現在、24都県に26の林業公社が設置されており、これらの公社が管理する分収林は、全国で約31万ha（民有林の約2%）となっている。林業公社の経営は、個々の林業公社により差があるものの、木材価格の長期的な下落等の社会情勢の変化や森林造成に要した借入金の累増等により、総じて厳しい状況にあり、経営健全化が必要となっている。

このため、林業公社に対しては、林野庁の補助事業により、収益性の向上に資する分収比率の見直し等の取組や、森林の有する多面的機能の発揮の観点

資料Ⅰ－17 森林整備の実施状況(平成30(2018)年度)

(単位：万ha)

	作業種	民有林	国有林	計
更新	人工造林	2.2	0.9	3.0
	うち樹下植栽	0.2	0.3	0.5
保育等の森林施業		36	15	51
	うち間伐	27	10	37

注1：間伐実績は、森林吸収源対策の実績として把握した数値である。

注2：計の不一致は四捨五入による。

資料：林野庁整備課、業務課調べ。

*29 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」（平成20年法律第32号）

*30 地球温暖化対策については、第1章第4節(2)99-102ページを参照。

*31 森林経営計画については、第2章第1節(4)126ページを参照。

*32 国有林野事業の具体的な取組については、第4章(217-218ページ)を参照。

*33 林野庁「森林・林業統計要覧」

*34 一定の割合による収益の分収を条件として、「分収林特別措置法」（昭和33年法律第57号）に基づき、造林地所有者、造林者及び造林費負担者のうちの3者又はいずれか2者が当事者となって締結する契約。

*35 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターホームページ「水源林造成事業 分収造林契約実績」

から行う森林整備等に支援を行っているほか、金融措置や地方財政措置による支援も講じられている。各林業公社は、このような支援等も活用しつつ、経営改善に取り組んでいる。

このほか、「治山事業」により、森林所有者等の責めに帰することができない原因により荒廃し、機能が低下した保安林の整備が行われている^{*36}。

(災害による風倒木被害への対応)

平成30(2018)年の台風第21号や、令和元(2019)年の令和元年房総半島台風の強風による風倒木被害が発生している。風倒木による影響は森林にとどまらず、鉄道、道路や送配電線等のインフラ施設沿いの樹木が倒れ、交通網の遮断や停電等により市民生活に大きな影響を与えた事例も発生した(事例I-3)。

被害を受けた森林の復旧に向けては、森林災害復

旧事業や森林整備事業により、被害木の処理やその後の植栽等への支援を行っている。

一般に、形状比^{*37}が高い樹木や樹冠長率^{*38}が低い樹木が風害を受けやすいとされており、風倒木被害を防止するためには、適切に間伐を行い、森林の生長に応じて樹木の形状比や樹冠長率を適切に維持することが重要である。一方、インフラ施設周辺の森林は、林地が分断され、高性能林業機械の乗り入れが難しいこと等により森林整備が進みにくい傾向が見られることから、適切な森林整備を行うことを通じて、倒木等の被害の未然防止につなげていく取組を進めることとしている。

また、風倒木被害等の自然災害に対しては、森林所有者自らに備えてもらう観点から、災害に備える森林保険への加入促進を進めることとしている。

事例I-3 台風による風倒被害を受けた森林の再生に向けて

平成30(2018)年9月の台風第21号により、京都府京都市では、252haの森林で風倒木被害が発生した。倒木は道路、線路沿いや民家裏でも発生し、叡山電車^{えいざん}が約2ヶ月間の長期運休を余儀なくされるなど、市民生活に大きな影響があった。

風倒木被害地への対応として、市民生活への影響を考慮し、道路、民家等に近接する箇所のうち、土砂流出が懸念される箇所について優先して倒木処理を進めることとし、令和2(2020)年1月末時点で70haに着手(うち22ha完了)している。

京都市は、今後同様の被害を繰り返さないため、令和元(2019)年11月に「針葉樹人工林の風倒木被害地における森林再生の指針(平成30年台風21号被害)」を策定している。この指針では、風倒木被害地について、地域生態系に配慮した適地適木の考え方の下で防災的機能を持つ森林へと誘導するとともに、林業としての経済性も追求することを基本理念として、①広葉樹を中心とした多様な樹種からなる森林への誘導、②針葉樹人工林の適正な保育の推進、③道路沿い等への中低木植栽の3点を再生方針として掲げ、森林再生に取り組むとしている。



叡山電車線路沿いの被害地(京都市左京区)



公道沿いの被害地(京都市北区)

- *36 治山事業については、第I章第3節(2)79-83ページを参照。
- *37 樹木の形状を示す指標で、樹木の高さをその樹木の直径で割った値。
- *38 林木の形態を表す指標で、樹高に対する樹冠(枝葉部分)の長さの割合。

(適正な森林施業の確保等のための措置)

我が国では、適切な森林整備の実施を確保するため、「森林法」に基づき、「市町村森林整備計画」で伐採、造林、保育等の森林整備の標準的な方法を示しており、森林所有者等が森林を伐採する場合には、市町村長にあらかじめ伐採及び伐採後の造林の計画等を記載した届出書を提出することとされている*39。また、市町村が伐採後の森林の状況を把握しやすくし、指導・監督を通じた再造林を確保するため、同法に基づき、森林所有者等は、市町村長へ伐採後の造林の状況を報告することとされている*40(以下「伐採届出制度」という)。

今般、届出書の偽造等により、森林所有者に無断で森林の伐採が行われる事案が発生しており、林野庁において都道府県調査を行ったところ、市町村又は都道府県に無断伐採に関する情報や相談等がなされた件数は、平成30(2018)年1月から12月までの間に78件あった。林野庁では、無断伐採の未然防止を図るため、平成31(2019)年3月から、①伐採届における届出内容の確認の徹底、②森林経営管理制度等を活用した優良業者の育成及び悪質業者の排除、③合法伐採木材の流通の徹底といった対策を進めている。

(優良種苗の安定供給)

現在、戦後造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、今後、主伐の増加が見込まれる中、主伐後の再造林に必要な苗木の安定的な供給を図ることが一層重要になっている。

我が国における山行苗木*41の生産量は、平成25(2013)年の約56百万本を底に増加に転じており、平成30(2018)年度は約60百万本となっているが、このうち約2割をコ

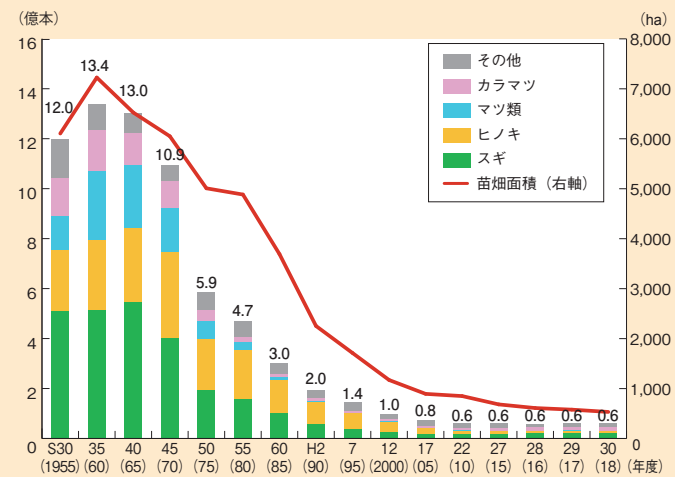
ンテナ苗*42が占めるようになるなど、今後の森林施業の在り方を見据えた苗木の安定供給が進められている(資料I-18)。

生産された苗木のうち、針葉樹ではスギが約21百万本、ヒノキが約6百万本、カラマツが約15百万本、マツ類が約3百万本となっており、広葉樹では約5百万本となっている。また、苗木生産事業者数は、全国で約810となっている*43。苗木の需給については、地域ごとに過不足が生ずる場合もあることから、必要量の確保のため、林業用種苗需給連絡協議会等を活用し、地域間での需給情報の共有等が行われている。

(花粉発生源対策)

近年では、国民の3割が罹患*44国民病ともいわれる花粉症*45への対策が課題となっている。このため、関係省庁が連携して、発症や症状悪化の原因究明、予防方法や治療方法の研究、花粉飛散量の予測、花粉の発生源対策等により、総合的な花粉症対策を進めている。

資料I-18 やまゆき 山行苗木の生産量の推移



注：国営分を除く。
資料：林野庁「森林・林業統計要覧」

*39 「森林法」第10条の8第1項

*40 「森林法」第10条の8第2項

*41 その年の造林に用いる苗木。

*42 コンテナ苗について詳しくは、第II章第1節(4)134ページを参照。

*43 林野庁整備課調べ。

*44 馬場廣太郎, 中江公裕 (2008) 鼻アレルギーの全国疫学調査 2008 (1998年との比較) —耳鼻咽喉科およびその家族を対象として—, Progress in Medicine, 28 (8): 145-156.

*45 花粉に対して起こるアレルギー反応で、体の免疫反応が花粉に対して過剰に作用して、くしゃみや鼻水等を引き起こす疾患であるが、その発症メカニズムについては、大気汚染や食生活等の生活習慣の変化による影響も指摘されており、十分には解明されていない。

林野庁では、①花粉を飛散させるスギ人工林等の伐採・利用、②花粉症対策に資する苗木^{*46}による植替えや広葉樹の導入、③スギ花粉の発生を抑える技術の実用化の「3本の“斧”」による花粉発生源対策に取り組んできている。

花粉症対策に資する苗木の生産拡大に向けては、少花粉スギ等の種子を短期間で効率的に生産する「ミニチュア採種園」や苗木生産施設の整備、コンテナ苗木生産技術の普及等に取り組んでいる。その結果、平成30(2018)年度のスギの花粉症対策に資する苗木の生産量は約1,097万本(スギ苗木全体の約5割)に増加した(資料I-19)。引き続き、同苗木の需要及び生産の拡大を推進することとしている。

また、スギ花粉の発生を抑える技術の実用化については、自然界に生育しスギ雄花を枯らす菌類を活用したスギ花粉飛散防止剤が開発され、その抑制効果が証明された。現在、実用化に向けて、スギ林への効果的な散布方法の確立や薬剤散布による生態系への影響調査等を進めている^{*47}。さらに、これらの取組に加えて、毎年春の花粉飛散予測に必要なスギ雄花の着花量調査や、ヒノキ雄花の観測技術の開発も進めている。

平成30(2018)年4月に改正された「スギ花粉発生源対策推進方針」^{*48}では、スギ苗木の年間生産量に占めるスギの花粉症対策に資する苗木の割合を令和14(2032)年度までに約7割に増加させる目標や、森林資源の循環利用のサイクルの確立といった林業の成長産業化に向けた取組を通じてスギ花粉発生源対策を推進することなどが盛り込まれている。

(2) 社会全体で支える森林づくり

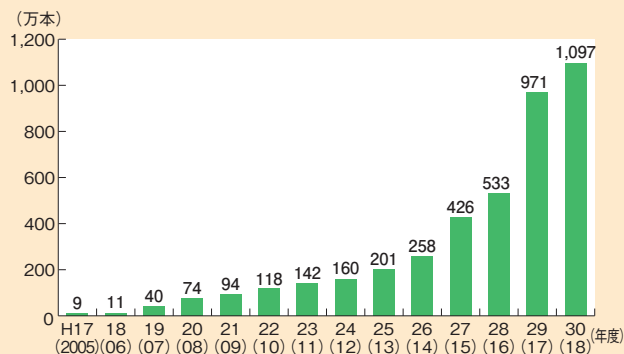
(ア) 国民参加の森林づくりと国民的理解の促進 (「全国植樹祭」・「全国育樹祭」を開催)

国土緑化運動の中心的な行事である「全国植樹祭」が、天皇皇后両陛下の御臨席を仰いで毎年春に開催

されている。令和元(2019)年6月には、「第70回全国植樹祭」が愛知県の愛知県森林公園で「木に託す もり・まち・人の あす・未来」を大会テーマに開催された(資料I-20)。令和3(2021)年には、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大傾向を踏まえて延期された「第71回全国植樹祭」が島根県で開催される予定である。

「全国育樹祭」は、皇族殿下によるお手入れや参加者による育樹活動等を通じて、森を守り育てることの大切さについて国民の理解を深めることを目的として毎年秋に開催されている。第1回の全国育樹

資料I-19 スギの花粉症対策苗木の生産量の推移



注：平成29(2017)年までは花粉症対策苗木、平成30(2018)年からは花粉症対策に資する苗木の生産量を集計している。

資料：林野庁整備課調べ。

資料I-20 全国植樹祭での両陛下のお手植えの様子



(写真提供：愛知県)

^{*46} 花粉症対策品種(ほとんど、又は、全く花粉を作らない品種)の苗木及び間伐等特措法第2条第2項に規定する特定母樹から採取された種穂から生産された苗木。
^{*47} 菌類を用いたスギ花粉飛散防止剤の開発については、「平成28年度森林及び林業の動向」第I章第2節(4)30ページを参照。
^{*48} 国、都道府県、市町村、森林・林業関係者等が一体となってスギ花粉発生源対策に取り組むことが重要であるとの観点から、技術的助言等を林野庁が取りまとめたもの。

祭は、昭和52(1977)年9月に大分県で開催され、令和元(2019)年12月には、「第43回全国育樹祭」が沖縄県の平和創造の森公園で、「うけつごう 豊かな緑と みんなの笑顔」をテーマに開催された。同育樹祭では、「第44回全国植樹祭」(平成5(1993)年開催)で天皇皇后両陛下がお手植えされたリュウキュウマツ、フクギを秋篠宮皇嗣同妃両殿下がお手入れされた。令和2(2020)年10月には、「第44回全国育樹祭」が北海道で開催される予定である。

多様な主体による森林づくり活動が拡大

環境問題等への関心の高まりから、NPOや企業等の多様な主体により森林づくり活動が行われており、林野庁では、これらの活動を促進するための支援を行っている。

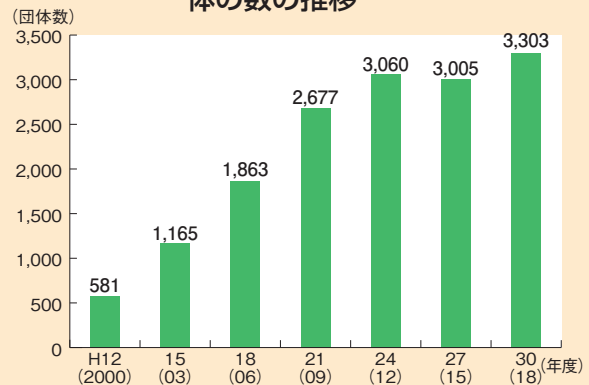
森林づくり活動を実施している団体の数は、平成30(2018)年度は3,303団体であり、平成12(2000)年度の約6倍となっている(資料I-21)。各団体の活動目的としては、「里山林等身近な森林の整備・保全」や「森林環境教育」を挙げる団体が多い。森林づくり活動においては、チェーンソー等の機械を使用した活動を行っている団体も多く、参加者やスタッフ、活動資金の確保に次いで安全の確保を課題として挙げる団体が多くなっている*49。

また、CSR(企業の社会的責任)活動の一環等として、企業による森林づくり活動も行われている。近年は民有林を中心に活動の実施箇所数が伸びてきており、平成30(2018)年度の実施箇所数は1,728か所であった(資料I-22)。具体的な活動としては、顧客、地域住民、NPO等との協働による森林づくり活動、基金や財団を通じた森林再生活動に対する支援、企業の所有森林を活用した

地域貢献等が行われているほか、森林所有者との協定締結による森林整備の取組も行われるなど、各企業の性格を活かしながら、地域の課題等の解決に向けた役割を果たしている。

こうした森林づくり活動を含め、企業が適正な森林整備に積極的に関わろうとする取組は、持続可能な開発目標(SDGs)の多くに森林が関連していること*50に加え、国際的な企業評価・格付けの取組の

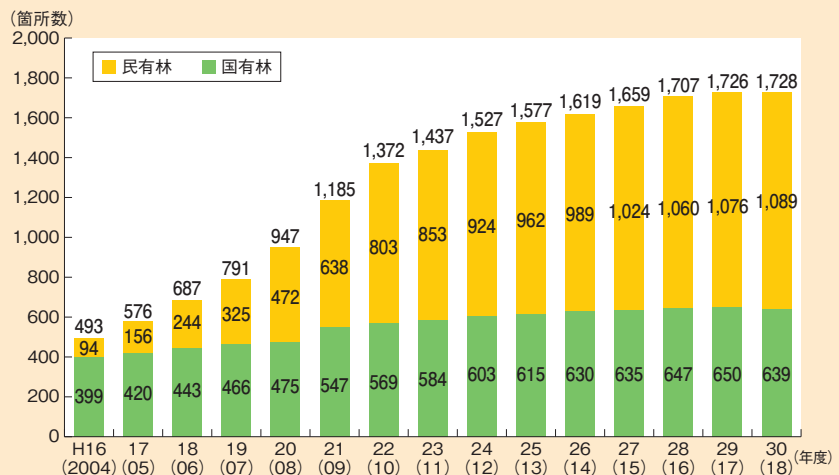
資料I-21 森林づくり活動を実施している団体の数の推移



注：平成27年度調査より都道府県等から把握している団体から、実態の把握ができない、休止等が判明した団体を除いている。

資料：林野庁補助事業「森林づくり活動についての実態調査 平成27・30年調査集計結果」(平成24(2012)年度までは政府統計調査として実施)

資料I-22 企業による森林づくり活動の実施箇所数の推移



注：国有林の数値については、「法人の森林」の契約数及び「社会貢献の森」制度による協定箇所数。

資料：林野庁森林利用課調べ。

*49 林野庁補助事業「森林づくり活動についての実態調査 平成30年調査集計結果」(平成31(2019)年3月)。ボランティア活動における安全確保に向けた取組事例については、「平成29年度森林及び林業の動向」第II章第2節(2)の事例II-1(49ページ)を参照。

*50 SDGsと森林について詳しくは、特集(3-41ページ)を参照。

中で世界規模でのESG投資^{*51}の流れに森林減少リスクが関連付けられる状況となっていること、森林減少のみならず森林劣化への対応も重要であること等が指摘されている中において^{*52}、企業価値の向上に直結する可能性を有する状況となっている。

(幅広い分野の関係者との連携)

幅広い分野の関係者の参画による森林づくり活動として、平成19(2007)年から「美しい森林づくり推進国民運動」が進められている。同運動では、経済団体、教育団体、環境団体、NPO等により構成される「美しい森林づくり全国推進会議」が、里山整備、森林環境教育、生物多様性保全等に取り組んでいる。同運動の一環として平成20(2008)年に開始された「フォレスト・サポーターズ」制度は、個人や企業等が日常生活や業務の中で自発的に森林整備や木材利用に取り組む仕組みであり、登録数は令和元(2019)年12月末時点で約6.8万件となっている。また、近年では、経済界において、林業の成長産業化を通じた地方創生への期待が高まっており、林業成長産業化の推進のため、川上から川下に至る様々な取組が行われている^{*53}。

(森林環境教育を推進)

現代社会では、人々が日常生活の中で森林や林業に接する機会が少なくなっている。このため、森林内での様々な体験活動等を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める「森林環境教育」の取組が進められている。森林や林業の役割を理解し、社会全体で森林を持続的に保

全しつつ利用していくことは持続可能な社会の構築に寄与し得るものであることから、「持続可能な開発のための教育(ESD)^{*54}」の考え方を取り入れながら森林環境教育に取り組む事例もみられる。

森林環境教育の例として、学校林^{*55}の活用による活動が挙げられる。学校林を保有する小中高等学校は、全国の6.8%に相当する約2,500校で、学校林の合計面積は全国で約1万7千haとなっている。学校林は「総合的な学習の時間」等で利用されており、植栽、下刈り、枝打ち等の体験や、植物観察、森林の機能の学習等が行われている^{*56}。こうした学校林等の身近な森林を活用した森林環境教育の活動の輪を広げていくことを目的に「学校の森・子どもサミット^{*57}」が開催されている。令和元(2019)年は長野県で、教員による小学校で取り組んできた総合学習などの事例発表、有識者、来場者として森林環境教育を考えるトークセッションや学校の森ミニコンサート等が行われた。

このほか、森林環境教育の取組としては、「緑の少年団」による活動がある。緑の少年団は、次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体である。令和2(2020)年1月現在、全国で3,225団体、約33万人が加入して学校教育や社会教育と連携し、森林の整備活動等を行っている^{*58}。

また、「聞き書き甲子園^{*59}」は、全国の高校生が、造林手、炭焼き職人、漆塗り職人、漁師等の「名手・

- *51 環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の3つの要素に対する企業の取組状況に基づいて投資対象企業を選別する投資手法。
- *52 詳しくは、「平成29年度森林及び林業の動向」第Ⅱ章第4節(1)のコラム(73ページ)を参照。
- *53 企業による様々な取組について詳しくは、特集第2節12-29ページを参照。
- *54 環境、貧困等の様々な地球規模の課題を自らの課題として捉え、自分にできることを考え、身近なところから取り組むことにより、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会の創造を目指す学習や活動のこと。ESDは「Education for Sustainable Development」の略。
- *55 学校が保有する森林(契約等によるものを含む。)であり、児童及び生徒の教育や学校の基本財産造成等を目的に設置されたもの。
- *56 公益社団法人国土緑化推進機構「学校林現況調査報告書(平成28年調査)」(平成30(2018)年3月)
- *57 平成19(2007)年度から平成25(2013)年度まで、学校林や「遊々の森」における活動を広げることを目的として開催されてきた「「学校林・遊々の森」全国子どもサミット」の後継行事であり、平成26(2014)年度から、林野庁、関係団体、NPO、地方公共団体、地元教育委員会等で構成される実行委員会の主催により開催。
- *58 公益社団法人国土緑化推進機構ホームページ「緑の少年団」
- *59 林野庁、水産庁、文部科学省、環境省、関係団体及びNPOで構成される実行委員会の主催により実施されている取組。平成14(2002)年度から「森の聞き書き甲子園」として始められ、平成23(2011)年度からは「海・川の聞き書き甲子園」と統合し、「聞き書き甲子園」として実施。

名人」を訪ね、一対一の対話を「聞き書き^{*60}」して、知恵、技術、考え方、生き方等を学ぶ活動である。森林・林業分野では、令和元(2019)年の第18回までに約1,800人の高校生が参加し、高校生の作成した記録はホームページ上で公開され、森林・林業分野の伝統技術や山村の生活を伝達する役割も果たしている。

林野庁においては、林野図書資料館が森林の魅力や役割・林業の大切さについて、分かりやすく表現した「漫画・イラスト」を作成し、地方公共団体の図書館等と連携して、企画展示等を実施している(資料I-23)。また、漫画やイラストをホームページで公開し、誰でも自由に使用できるようにしたことで、各森林管理局や林業団体等においても、これらを活用し、地域の小中学校や住民を対象として森林環境教育が行われている。

**(イ)森林整備等の社会的コスト負担
(森林整備等を主な目的とした地方公共団体独自の住民税の超過課税の取組)**

平成31(2019)年4月現在、37の府県において、森林整備等を目的とした住民税の超過課税により、地域の実情に即した課題に対応するために必要な財源確保の取組が行われており、全37府県で森林整備・保全に活用されているほか、各府県の実情に即して木材利用促進、普及啓発、人材育成等に幅広く活用されている。なお、関係府県においては、超過課税の期限や見直し時期も踏まえつつ、必要に応じて国の森林環境税導入後の超過課税の取組が検討されており、地域独自の取組と国の森林環境税がそれぞれの役割分担の下で効果的に活用され、森林整備等が一層進むことが期待される(資料I-24)。

(「緑の募金」により森林づくり活動を支援)

「緑の募金」は、「緑の募金に

よる森林整備等の推進に関する法律^{*61}」に基づき、森林整備等の推進に用いることを目的に行う寄附金の募集である。昭和25(1950)年に、戦後の荒廃した国土を緑化することを目的に「緑の羽根募金」として始まり、現在では、公益社団法人国土緑化推進機構と各都道府県の緑化推進委員会が実施主体となり、春と秋の年2回、「家庭募金」、「職場募金」、「企業募金」、「街頭募金」等が行われている。平成30(2018)年には、総額約21億円の寄附金が寄せられた。

寄附金は、①水源林の整備や里山林の手入れ等、市民生活にとって重要な森林の整備及び保全、②苗木の配布や植樹祭の開催、森林ボランティアの指導

資料I-23 森林環境教育の企画展示



写真提供：日比谷図書文化館

資料I-24 地方公共団体による森林整備等を主な目的とした住民税の超過課税の取組状況

【導入済み(37府県)】

北海道・東北地方	関東地方	中部地方	近畿地方	中国地方	四国地方	九州地方
岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	茨城県 栃木県 群馬県 神奈川県	富山県 石川県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県	三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	愛媛県 高知県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

【主な使途(令和元(2019)年度)】

	森林整備・保全	普及啓発	木材利用促進	森林環境学習	人材育成
府県数	37	35	24	22	8

資料：林野庁森林利用課調べ。

*60 話し手の言葉を録音し、一字一句全てを書き起こした後、一つの文章にまとめる手法。

*61 「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」(平成7年法律第88号)

者の育成等の緑化の推進、③熱帯林の再生や砂漠化の防止等の国際協力を活用されているほか、東日本大震災等の災害からの復興のため、被災地における緑化活動や木製品提供等に対する支援にも活用されている^{*62}。

(森林関連分野のクレジット化の取組)

農林水産省、経済産業省及び環境省は、地方への資金の還流を促し、地球温暖化対策と地域経済の振興の両立を図るため、平成25(2013)年から「J-クレジット制度」を運営している。同制度は、温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証するものである。クレジットを購入する者は、入手したクレジットを地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく報告やカーボン・オフセット^{*63}等に利用することができる。森林分野の方法論として森林経営活動と植林活動が承認されており、令和2(2020)年3月現在で33件が登録されているほか、旧制度^{*64}から48件のプロジェクトが移行されている。また、再生可能エネルギー分野の方法論として木質バイオマス固形燃料により化石燃料又は系統電力を代替する活動も承認されており、63件が登録されているほか、旧制度から85件のプロジェクトが移行されている。

「J-クレジット制度」のほかにも、地方公共団体や民間団体など多様な主体によって、森林の二酸化炭素吸収量を認証する取組が行われている。



*62 緑の募金ホームページ「災害復興支援」

*63 日常生活や企業等の活動で発生するCO₂(=カーボン)を、森林による吸収や省エネ設備への更新により創出された他の場所の削減分で埋め合わせ(=オフセット)する取組。

*64 「国内クレジット制度」と「J-VER制度」であり、この2つを統合して「J-クレジット制度」が開始された。